

3江審第28号

審理員意見書

令和4年1月30日

審査庁

江東区長 山崎 孝明 殿

審理員 平尾 潔



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人 [REDACTED] が令和3年8月20日に提起した処分庁江東区長による、自転車撤去費用撤去手数料免除の対象外と判断した処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求の裁決に関する意見を提出する。

意見の趣旨

本件審査請求を棄却する。

意見の理由

第1 事案の概要

- (1) 令和3年7月21日午後2時53分ころ、東陽町駅周辺に放置されていた防犯登録番号「城東 [REDACTED]」の自転車（以下、「本件自転車」という。）が撤去された。
- (2) 令和3年8月17日、処分庁より本件自転車の所有者 [REDACTED] に対して保管自転車引取通知書（以下、「本件通知」という。）が発送された。
- (3) 本件通知には、本件自転車の引取りに際して、撤去等に要した費用を持参する必要がある旨記載されている。

- (4) 審査請求人は、本件自転車が令和3年7月20日21時半頃に盗難にあったものである旨主張しており、同月25日に被害届が出されている。
- (5) 審査請求人は、本件自転車については、盗難直後に撤去されたものであり、撤去手数料の対象外と判断した処分庁の処分に対し、これを不服として、令和3年8月20日付で本件審査請求をするに至った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

本件自転車は、撤去前日の午後9時半頃に盗難にあっている。盗難当日は付近を捜索するなどしており、事実上、撤去前に盗難届を提出するのは困難であった。

よって、本件処分の取り消しを求める。

### 2 処分庁の主張

盗難の日時が仮に審査請求人の主張のとおりだとしても、江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下、「条例」という。）及び同施行規則（以下、「規則」という。）に照らし、本件処分に違法性はない。

## 第3 理由

- (1) 条例15条の2に規定されている撤去手数料について、規則11条1号は、手数料免除の条件として、撤去された自転車が盗難されたものであり、撤去の前日までに警察署に当該自転車の被害届が提出されている時と規定している。
- (2) 本件自転車は、令和3年7月21日午後2時53分頃に撤去されているところ、審査請求人は、盗難日時は同月20日午後9時半頃に盗難にあったと主張しており、本件自転車が撤去時点で盗難されていたと認めることができる。
- (3) ただし、盗難届が出されたのは同月25日と撤去後であり、規則11条1号に照らしても、条例15条の2の撤去手数料支払い義務を免れる

ことはできない。

- (4) もっとも、審査請求人は、本件自転車が撤去の前日夜に盗難に遭い、撤去前に被害届を提出するのは不可能であった旨主張しているので、その点を検討する。審査請求人は、盗難に気が付いた後、本件自転車を探していた旨述べているが、撤去は翌日の午後2時53分であることからすれば、それまでの時間に被害届を出すことは、自転車を探すこと以外の特段の事情のない限り不可能ではなく、また、特段の事情も審査請求人からは主張されていない。
- (5) もっとも、本件審査で問題となっているような行政規則の細部まで一般の市民があらかじめ熟知しておくことは困難であることは十分に理解できるところであり、審査請求人に重大な落ち度を認めることは酷ではあるが、それ故に条例、規則の規定が信義則に反するとまでは言えない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

以上